



佛蘭西國條約並稅則
全

洋学文庫
文庫8
C 378

佛蘭為國條約兼稅則



藤原氏曰書

佛蘭西皇帝と日本大君と伝道を結ぶ兩國人民
交易を通しそ交際の水く加えつて友玉の爲利
益ある交易は條約と定んと歎して佛蘭西皇帝よ
りの全權の使節シユワンハベテイステルイスゴロノカニと
をし日本大君と其事と水野元後と永井玄蕃の
井上伝信も極誠の正名成紀後を贈り山証花を命し
双方委任の書と照應してたの條約を定むせり

カノフチ

第一條

佛蘭西國と日本國と世々親睦するべし

佛蘭西國の日本小居留せしむる人々と日本におる人々
日本國の佛蘭西小居留せしむる人々と佛蘭西國
におる人々も又日本國におる人々と日本國におる人々
と親睦するべし

第二條

佛蘭西國の日本小居留せしむる人々と日本國におる人々
と親睦するべし

の國々たる港へ佛蘭西國のコンシユル又は其代りの者
を差遣はし日本に居留せしむる佛蘭西國のミニストル亦
コンシユルゼ子ラールは日本國の部内と旅行するを許
するべし

日本國より政事に関する人々とパレイスへ差遣はし
日本國より佛蘭西國の港へ入る者の出入及び交易と交
渉する者人と差遣はし其政事に関する人々の出入

佛業船の客運人と船名門筋と鐵道の客運人

と大阪との間より、里敷を設け又は河内河より陸路に

通ずる

長崎を以て町の周圍より河内河と限る

新隊又は右小代を港松歩の規程は追々日本政府と佛

業人のミニストルとお候の上定む

只商賣を致す間小のみ仏業人 一月一日 一九〇二年より

江戸 一月一日 一九〇二年より大阪を以て

又右二所小代より佛業人日本の客と候とし

候る一區の場所并お客の規程は追々日本政府

と佛業人のミニストルとお候の上定む

第四條

日本小代を佛業人自國の客と務に任ずる

し居る場所を以てと違ふも妨る

日本小おのく諸法の仕業の既廢せり

第六條

日本にあふ佛業為人の間小多海起る事あり
ミニストル又志コンシユル事あり

第六條

佛蘭為人日本小對し
コシユル孔明の自國の法度と

日本小佛業為人小對し
孔明の日本の法度と

第七條

佛業為人日本小對し
佛業為人の法度と

小對一海沿の海軍の取手と事と若き海軍の取手
より海軍を吟味し其意小海軍の取手し若し海軍の
コンシユル海軍の取手と日本言及の助とありお疾
のこ海軍の取手し

第八條

佛業為人日本の開きたる港にたつて自國の取手
と勿論他國の取手とて高賣といふ事あり若し

うゝといふとも日本禁止の取手と高賣いたる事
あり日本の開きたる港より自國又は他國の取手
と持の高賣といふ事あり若しありて海軍の取手
めぐる通り小運上と出まるとし

或る日本政府并外國人の外賣の取手と
佛業為人日本人と何れも自國政府人並に
くして賣買若しありて代金と拂ふ事も同様

たるを

日本人が何人かして佛業を個人として営むは且
所持するもの若しつゝ日本にあり佛業を個人
日本に該民と應ふべき事あり

第九條

此後定たる商法に條約の適用するを以て條約并
も交易の法を十分少むる為の規律と全條せん

と要せん佛業をミニストルと日本に言及し議定せ
る

第十條

日本禁制の品持渡さるるため又も仰りて運送と
出さるる事と防ぐため日本に政府より港へ入
るとする條約又は交易の規則とせらるるもの
る料又もそのものに日本政府にせらるる

第十一條

佛業為船日本の用きたる港小来り時を先ん
之の勝手小雇ふるし佛業為人港外並運上掛
海の上少く出帆の節港外とれ先案内の勝手
に
唐ふ雇

第十二條

佛業為人掛渡りたる品物運上納海して日本商人
より清証書とて更外用たる港に掛り賣掛り時ハ
運上出小及とらん

第十三條

佛業為人日本に用きたる港に掛渡りたる品物
定例の運上掛ひし上は日本人國中に掛りとも
運上取立ししよし

第十四條

外國の貨幣カハ日本ニ少くも通用シたことトし、通用
る日本の貨幣カハと外国の貨幣カハを合シて根キとを
合スとす

公業人日本人より高賣小日本は貨幣と外國の
貨幣と取交用シし

日本人外國の貨幣カハは慣ナラハとされは交易は初發小通用
丈に日本貨幣と外國貨幣とを合セて及ラずして公業西

人より幣渡スとす日本通用金銀と外國に金銀を
持ち事若し一いつたことトも日本同様と貨幣に
揃スとす金銀を持ち居る人

第十五條

佛業人物品持ち渡運上と少く揃スんが為と價
と減スとすと察せば日本役人是と改めお商の價
と付居し公業人小價少く由門せば小價と少

一も賦せしむるありあく日本及び和蘭商人船しこし
是と吾心付ら付たる候に後て運上と納む船し

第十六條

佛蘭西船難船又と難風よ途日本此地漂着し
たると日本役人承りしは威丈を人々と救ひ覆懸せ如
言ふれ港より佛業船にコンシユル送るべし

第十七條

佛業船の軍艦に属したる所要の品は運上あり
本門並に箱館長崎の庫に入置佛業船商人等し
若し日本商人又と外國人賣拂ふ時を買れたる金
り外不同後日本及び和蘭運上と出さるべし

第十八條

日本商人佛業船商人の信札と拂を以て出立
たしをる年日本役人吟味しし拂方しは

し

佛業爲人日本人との借財を拂ふに於て出奔し
たしをる節をコンシユル旨とし拂方いふこと
し志の一方故人より借財を借ふるは成さ
るし

第十九條

以後何事にも外國人へ免許したる事は佛業爲

政府又佛業爲人へも同様免許ありし

第二十條

今より九十四年の後よりは極めたる條約の
内改むる事ありは日本政府又佛業爲政府より
一年前よりせ並双方談判の上改むるし

第二十一條

佛業爲ミニストル兼小コンシユルより日本高官へ書面

ふくむ各事ありしは佛業為法と記し
日本より速に解さるる為ふ又年の間と記し日本為法
佛業為法より記し

第二十二條

此條約本書と佛業為法を帝自ら名と記し
押し日本大君與下して今より後一年は佛業為法西
使節と日本委任の役令と記し

此條約と佛業為法とは佛業為法と用ひ日本此に
かふと記し日本此ても和文と用ひ片かふと記し
文意といふも同振るもさるるあふく通する和
業為法の訳文と双方より記し
きりなりはそ業文と記し
英吉利亞墨利加條約と記し和蘭陀法譯文と同義

安政六年七月十七日

西曆紀元一千八百五十九年
八月十日

小むりておせ

五世の世所まことし條約の執らそ日より批りふし

其條約の爲安政六年九月三日江戸におのゝ前子載たる

支國の全權は條約ふ名と記し調子まゐるその地

水野筑後守宛押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

野々山丞藏同

三十一
△
税則

ノ
又
下
日

和
世
四

税
則
の
目
録

日本開港のたる港とふおろく佛蘭西商民貿易の章程

第一則

日本開港の場所佛業為商船入津次第二十日申

佛業為の四十八時 船目又も改定たるものより日本役所へ

佛業為コンシユルの法取書付と先出の魚一

以て取書と佛業為の控通り認たる船目録

そ外の書類と佛業為コンシユル取付たる法取書あり

并ふ者もその船の差出書を出してし

右々入津の船の名を船の仕出場の港の名頓敷

船司或は改立たる志の名系来り旅人の名

系船有く船主と一船の乗組人数を認たるものよしと
認め入る

書面の通お違ふる旨と船司或は改立たるもの

乗書いとし控授りて商人の名前を認入たる

ものあり

同財より船積物の若書と改所不致く候し

右々その積物の記号并は番付且そ自斤数を

送状に認し通し字し積物に支先の人々の名

と記せるものあり

船中用立の取物の目録も若書に加ふる

但船中用立の取も書面の通お違ふる旨船司

又も改立たるもの乗書しそ名あを記してし

此書書の文面お達の原十二寸 併葉紙の二十寸に付
但日照日と除く の中よりお附

改るふおろくくいる料の沙法よ及をい若を期限後り

より書改りり又を若書に書全しおるにあろくは八十一

フランクの色料と日本役所へ納むし

積る想目錄若書中へ載するふと陸揚するにあろ

ていそふ二まれ運上と日本役所へ納むし

取月或らひ立たるもの入港のち教納方お書の期限

後る時らる料より一日急る毎よ三百二十フランク

の色料と日本役所へ納むし

第二則

日本政府よりを港内入津の船軍艦とお運上方

改の役人お終まする役當然たりし

お終のものさ右役人お對し不致をく丁寧に五

扱しし船中へ必又お當の用役とをいぬし

郵便は日本役所より行しあぐして是の如き
の如し

荷揚船船く出入は是の如し是の如し
日本役所と郵或は平封し是の如し
是し一紙しあぐ是と同し又は平封し是の如し
是の如し日本役所は是の如し是の如し
の如し日本役所は是の如し

日本役所は是の如し是の如し
或は是の如し是の如し
押し日本役所は是の如し

是の如し日本役所は是の如し
と減せんは是の如し
日本の國の如し港は是の如し
は是の如し日本役所は是の如し

靴せるものたるは日本官フランクリン料を納むし

修復のため入庫の船は運上あり積荷を陸揚し

日本没所へ移ししとも花鋪他事并商人

の法用を相為の儀と出さし

若くは荷物の肉と賣掛ふ時をそ荷物丈を規定の通

日本没所へ運上と納むし

積荷と同港内の他船へ移す時を日本没入るの上

事情明白にお分り免状と受る上は定の運上あり

阿片の輸入を禁別ある若日本に商賣あり来る

佛業^{カキ}船阿片の量目二斤以上船中に所持する

しとては解量と日本同人に上し且阿片と密商

し或はそ事と謀る輩ハ阿片一斤あるは八十二ラ

シクの原料と日本没所へ送る

第三則

五物と送る所を又と川支先の志より入陣の所を物と
陸揚せんしとるる志ハ其積る所の志出書と日本役所
出書

左書面と右書面又と川支先の名をお積送りたる
私の名前物の記号書附を積る所の介敷と言毎
本の代料と認めを想ふ言とて書付の末ハ
認む申し

初くは左書付は持主又ハ川支先人認るる積るべき
價とてある書面少く日本役所の規定ふられた
る限し右物とて流授として移るる積るを記す
右の通積は目録出本の書数日本役所と出
右書付引合積る用言ふ取相海近ハ取相と
も日本役所は認りたる

日本役所右の通出する所物の内或ハ懸付と定

或の通改むべし

若運上没所引上げ改る事有る時ハ輸入人の失費お掛
まて成丈不物の換せざる振よしし改海の上を素の如
く元始末をへてを元個方格外時日と費さるるべし

荷主或を輸入人殆くお支の不改海没所より引渡

さうりし其の輸入の途中日本没上差出さるる
以その事といふ破壊損傷の

多しを付とまは当人よりして運上没所より引渡

取扱ふ職業の廉潔あるその友人以上出金並組いた

させそその物おとた換し言と時刻は記しそ記号番

数字もに能書よ認込庫しを日本没人立合少くし並

組人等名を記しし右の汽札兼くお束の差出書

一添想言の内と引渡まししを條約第十の條の取

扱の通運上没所少く取扱ふ事有る際あり趣うし引

法運上納海の後運上没所より陸揚ふ若は免許状

と渡さし

不物渡方ハ運上没所少くも船中少てもそそ志以船中係とし
輸出小極りたる不物を船中輸送せらるる前廣小運上
没所ハ船名不物の記号書付入言斤数量目性合并
代料と記せる差出書付と出シ書面の通御儀あり
由と輸出入等記授としてそそ名あを認む應し
運上没所ハ差出シ以船中積込たる不物并運上

没所ハ差出シ海ノニ移制の不と竊よ不物の因
入るハ没のニ日本没所ハ一應し

船中為用の不又ハ系組旅客の為用衣類ハ運上
没所ハ差出とあささし

第四則

出港手数を船中船中は日本十二時^{佛業西}前運上
没所中一應し以期限内小手数通くせさるる

五板と勿論たる一―右の敷居止る軍河は日本
役人より船司又も既立たる者并また船荷の出入人等
之原に渡し佛業のコンシユル小中を運送し―

佛業の軍艦は入港出港運上筋の敷居及また
運上役人并番兵小舟構少りあり―

仏業西飛御の舟は蒸氣船と入港出港の敷居と一日
小舟一―日本に上陸せざる旅客并小舟の外は若書
若出―書面の敷居が―といへども何れ及少くも入港
の敷居も出港入港の敷居といへし

若水食料小用迄のため入港の鯨漁船或は雑船を積
荷の若書とせしむといへども若を積る船と賣拂り
船と時を第一列の通定式輸入の敷居といへし

税則并し條約書中に船と唱ふるものはナウイル。バル各
ブリツキ。ゴウエレット。スループ。ワッヘル等と總ていふるなり

第二則

日本運上及び所の規則不違ひたる偽差出し積荷冒取
とせし英米院書小名取と記せる書はを税と未とん
六百七十五フランクの色料と日本及び所へ納むし

第六則

噸税を日本用港の場所おろしく佛米米船高船より
未とんとしつゝもたの規定の通を地との運上及び所へ

納む所

是船の入港手数少付

八十一フランク

是船の出港手数少付

三十七フランク八十センチム

是くの免状少付

八フランク十センチム

場所へ健康固状少付

八フランク十センチム

是外の各書少付

八フランク十センチム

第七則

おと、日本国港の場所へ陸揚せらる物もよんたの運上
目録小後いそ比の運上役所へ租税と納じ申し

第一類

貨幣に造りたる金銀並に造りたる金銀苗

用の衣被糸絨並に商賣のため小せきりる書籍

何れも日本居留のため来る者の所持の品は限らずし

右の品は運上をせし

第二類

凡て船の造立修繕に供せられたる船装のため小用ゆ

る品は鯨漁等の類

陸揚食物の類

パン並小パンの粉

生たる畜獸類

石炭

家と造るための材木米穀蒸気の器械木綿及羊毛の織物の

トタン 紙 錫 生絹

右の品々を五分の運上を納むし

第三類

船で蒸餾或は磁石種々の製法少く造りたる

一切の酒類

右を三割五分の運上を納むし

第四類

凡て前條小量より多くは何小量より式割の

運上を納むし

金銀貨幣掉洞の外なる日本に産し積荷とし

て輸出するものは五分の運上を納むし

米並に麦は日本運荷の佛業為人並に船と空程

たるもの及船中旅客食料のための用を共にするも
積荷として輸出する事と許さる

佛業船少く用さたる港小持しし外國
の穀物もし陸上せざる時と在庫少く再び輸出
せし

日本産する所の酒を日本要用の船分はししを時々
公けの入れ少く賣渡さる

津島川と同港の後み年小なり日本或は佛業船政府
の望み少く出港入港の税則と再渡さる

水野筑後守花押

永井玄蕃頭同

井上信濃守同

堀 織部正同

岩瀬肥後守同

一

野々山証藏同

